

## 労働者派遣法に定めるマージン率及びその他の公表事項

改正労働者派遣法により毎事業年度終了後にマージン率などの情報を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

当社における該当情報項目は以下の通りです。

対象事業年度：2020 年 1 月～12 月

### ■南雪谷事業所

〒145-0066 東京都大田区南雪谷 1-3-2 サンリット2階 202号室

派遣労働者の数	2 名
派遣先の数	2 社
マージン率	46.2%
労働者派遣料金	137,612 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	74,007 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
教育訓練に関する事項	プロジェクトマネジメントスキル研修、IT 最新動向に関する研修、その他ビジネススキル研修など